附則第六十九条第十項の次に次の一項を加える。

11　第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十五条の八第一項の特別勘定（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（第十三項において「連結事業年度」という。）において設けた附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第八十四条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第九十一条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第百二十一条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第百二十三条第一項及び第二項中「平成三十一年八月」を「令和元年八月」に改め、同条第三項中「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

附則第百四十二条中「平成三十二年十月一日、平成三十五年十月一日及び平成三十八年十月一日」を「令和二年十月一日、令和五年十月一日及び令和八年十月一日」に改める。

（平成三十年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の二の二に一項を加える改正規定中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第八十七条第一項に表を加える改正規定中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第一条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第八十一条までにおいて同じ。）」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成四十二年まで」を「令和十二年まで」に、「平成三十四年分」を「令和四年分」に、「平成三十五年分」を「令和五年分」に、「平成三十六年分」を「令和六年分」に、「平成三十七年分」を「令和七年分」に、「平成三十八年分」を「令和八年分」に、「平成四十年分」を「令和十年分」に、「平成四十一年分」を「令和十一年分」に、「平成四十二年分」を「令和十二年分」に改め、同条第二項中「平成四十二年分」を「令和十二年分」に、「平成四十三年分」を「令和十三年分」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同条第二項第一号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第二号中「平成三十五年」を「令和五年」に、「平成三十六年」を「令和六年」に改める。

附則第九条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十条及び第十二条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十三条から第十五条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十六条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十八条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二十三条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十二年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則第二十八条第一項中「新法人税法」を「法人税法」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第六十三条（」を「第六十三条第一項、第四項から第六項まで及び第九項（」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法人税法第六十三条第四項中「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。）」と、「連結所得」とあるのは「連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。）」と、同条第五項中「第六十一条の十三第一項」とあるのは「第六十一条の十一第一項」とする。

附則第二十八条第二項中「第一号及び次項」を「以下この条」に、「同日前に開始した各連結事業年度の連結所得」を「同日前に開始した各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第一号中「（新法人税法」を「（法人税法」に、「について新法人税法」を「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）について同法」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「の規定」を「及び前項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち旧効力法人税法第六十三条第四項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）にお